○国土交通省告示第二百二十二号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年三月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録建築物調査機関の名称

株式会社日本住宅保証検査機構

二　住所

東京都千代田区神田須田町二丁目六番地

三　代表者氏名

代表取締役社長　早川　博

四　登録年月日

平成二十五年二月二十五日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

住宅評価部建築物調査センター　東京都江東区亀戸一丁目十四番四号

○国土交通省告示第二百二十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十五年二月二十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5149号	航海用レーダー反射器	ＫＮＲ－２	国際化工株式会社	東京都千代田区九段北１丁目12番４号

○国土交通省告示第二百二十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十五年二月二十五日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5017号	電子海図情報表示装置	ＪＡＮ－701Ｂ	日本無線株式会社	制御部を変更
第5018号	〃	ＪＡＮ－901Ｂ	〃	①制御部を変更 ②表示器の輝度調整回路を変更

○東北地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号及び百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大崎市鳴子温泉字石ノ梅二〇九番一から同市鳴子温泉字馬場七四番三まで	前	一八・〇〇～四二・六〇メートル	〇〇・六六六キロメートル
	後	一八・〇〇～二九・三二メートル	〇〇・六六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十七号及び百八号	大崎市鳴子温泉字石ノ梅二〇九番一から同市鳴子温泉字馬場七四番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十一日

○関東地方整備局告示第七十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年三月十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

関東地方整備局長　15

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社神奈川建築確認検査機関

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	清水　保夫
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十五年三月一日

○中部地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十一日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百五十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大垣市横曽根三丁目八九番一から同市横曽根四丁目三八番一まで	前	二二・〇〇～二二・〇〇メートル	〇・〇三二キロメートル
	後	二二・〇〇～三二・〇〇メートル	〇・〇三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所